

## 負担上限月額

利用者の負担が大きくなりすぎないように、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。

ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が16万円（児童は28万円）未満	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円

### 【世帯の範囲】

18歳未満の方	18歳以上の方（左記に該当する方を除く）
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者

## 負担を軽くする仕組み

高額障害福祉サービス等給付費等	複数のサービス（障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援、補装具支給、介護保険）を利用した際の定率負担の合計が、基準額を超えたときに、超えた部分を払い戻します。
食事提供体制加算	所得の低い方が児童発達支援を利用したときに必要となる食費の一部を支給します。
境界層対象者に対する負担軽減	定率負担や食費・光熱水費を支払うと生活保護の対象になる場合に、生活保護の対象にならない水準まで定率負担などを引き下げます。

各負担軽減を受けるには、手続きが必要です。（食事提供体制加算については、負担上限月額と併せて認定しますので、手続きは不要です。）